

令和2年5月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和2年5月28日

開会：午前10時00分～午前11時40分

○ 出席者

教育長 太田 知啓

教育委員

教育長職務代理者 渡邊 一郎

委員 江端 源治

委員 駒田 真由美

委員 堀 俊一

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

市民生活部長 佐藤 貴志 総務課長 宮木 勝博

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 西本 岳史

教育センター長 中村 文俊

ほか担当職員

○教育長 定刻になりましたので、ただいまから教育委員会5月定例会を開催します。それでは、日程第1「会期について」をお諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は午前10時から正午までの2時間としたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは、次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署

名委員は渡邊委員を御指名申し上げますので、よろしく願いいたします。

○教育長 次に、日程第3「前回会議録の承認について」をお諮りいたします。既に委員の皆様には、2月18日に開催されました教育委員会2月定例会会議録（案）及び3月30日開催の教育委員会3月定例会会議録（案）を配布しております。原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、教育委員会2月及び3月定例会会議録（案）については承認することといたします。

それでは、ここで守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の順序の変更と、審議の方法についてでございます。

日程第9、議案第20号「令和3年度使用中学校教科用図書調査員の推薦について」は、人事案件でございますので、全ての議題が終了した後で関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思っております。

また、議案第19号及び第21号につきましては、いずれも守口市立学校いじめ防止対策等審議会にかかわるものでございますので、一括して審議することとさせていただきたいと思っておりますが、御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、異議なしと認めまして、日程第9、議案第20号につきましては秘密会にて審議することといたします。

議案第19号及び議案第21号については、一括審議とします。

また、会議招集の告示後に緊急の議案が提出されましたので、守口市教育委員会会議規則第3条第2項に基づき、議案第21号の後に日程第10、議案第22号「学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見」を追加議案として会議に付議することといたします。

それでは、次に日程4、議案第15号「守口市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第15号「守口市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案」

守口市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案を、次のとおりとする。

令和2年5月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第15号「守口市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案」につきまして御説明申し上げます。議案書1ページから3ページを御参照くださいますようお願いいたします。

今般、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正が行われました。これに伴い、学校における働き方改革を進めるための総合的な取り組みの一環として、文部科学省が昨年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針に格上げし、文部科学大臣は「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定めました。この指針が定められたことに伴い、教育職員の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定める必要があることから、議案書5ページのとおり規則を制定しようとするものです。

主な制定内容としましては、第2条において教育職員の業務量の適切な管理等について定めます。また、第3条において上限時間の原則について定めます。なお、本規則は公布の日から施行いたします。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議いただき御決定賜りますよう、

よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございますでしょうか。御意見、御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第15号につきましては原案どおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第15号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは、次に日程第5、議案第16号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第16号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」

守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案を、次のとおりとする。

令和2年5月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第16号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして御説明申し上げます。議案書4ページから5ページを御参照くださいますようお願いいたします。

大阪府教育委員会により府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正が行われました。本改正により校長が行う教職員の休暇の処理に関する規定を改正する必要があることから、議案書5ページの新旧対照表のとおり、週休日の振替等に子育て部分休暇及び不妊治療休暇を加えるものとして、守口市立学校の府費負

担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容といたしましては、従来の第5条で条例第17条「臨時的任用職員の休暇」を条例第19条へ改定し、条例第17条へ「子育て部分休暇」を、また条例第18条へ「不妊治療休暇」を新たに制定しております。

なお、改正後の守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則は公布の日から施行いたします。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりましたが、何か御質問、御意見はございますでしょうか。御意見、御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第16号につきましては原案どおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第16号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは、次に日程第6、議案第17号「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第17号「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案」

守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案を、次のとおりとする。

令和2年5月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第17号「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案」について御説明させていただきます。議案書6ページから7ペ

ージを御参照くださいますよう、よろしく願いいたします。

本規則につきましては、守口市附属機関条例第4条の規定に基づき設置した守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会において、同規則第7条第1項及び第2項の規定に基づき「種目ごとに調査員を置くことができる」とされております。

その調査員につきましては「教育委員会事務局の職員、守口市教育センターの職員並びに市立の義務教育諸学校の校長、教頭及び教諭のうちから教育委員会が任命する」となっておりますが、市立の義務教育諸学校の教頭及び教諭以外の教員についても任命される者の対象とする必要があることから、議案書7ページの新旧対照のとおり、守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容としましては、1点。第7条の調査員について、第3項「、教頭及び教諭」から「及び教員」に改めるものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。御意見、御質問がないようですので採決したいと思います。

議案第17号につきましては原案どおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第17号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは、次に日程第7、議案第18号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第18号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」

令和2年度教育費補正予算案についての意見を、次のとおりとする。

令和2年5月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第18号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」につきまして御説明申し上げます。議案書8ページから11ページをご覧くださいませよう、お願いします。議案書11ページの令和2年度教育費補正予算案の表に沿ってご説明させていただきます。

今回、補正させていただく事業は、2点ございます。

まず、1点目は、学校臨時休業対策費補助金に係るものでございます。守口市立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業に伴い、学校給食を中止したことにより食材のキャンセルに係る経費等が発生しておりますが、令和2年3月分については新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾に基づき創設された学校臨時休業対策費補助金の対象となることとなりました。

このことから、当該補助金を利用し、学校給食費の管理を行う守口市学校給食協会に補助金を支給するに当たり、歳入歳出補正予算措置が必要となるものでございます。

具体的な金額につきましては、歳出予算といたしまして、1、一般事務費におきまして、当該補助金として4,238,000円を計上しております。また、それに伴う国庫補助金といたしまして3,178,000円の歳入予算を計上しております。

続きまして、2点目は、守口市立学校いじめ防止対策等審議会に係る費用でございます。本市立学校において、令和元年7月に発覚したいじめ事案につきまして、学校が主体となった調査により事実確認を行った後、財産の重要な被害及び相当期間の欠席が認められることから、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態として指導主事を派遣し、大阪府教育庁のスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用し、対応を進めているところです。

本事案については、被害児童保護者より守口市立いじめ防止対策等審議会による調査の要望がありましたことから、審議会の実施を決定いたしました。つきましては、

審議会の運営に係る費用について歳出補正予算措置が必要となるものでございます。

具体的な金額につきましては、歳出予算といたしまして、2、学校教育推進事業において審議会委員に係る委員報酬として3,990,000円、委員の現地調査等に係る費用といたしまして153,000円、委員の連絡等に要する費用といたしまして9,000円を計上しております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。御意見、御質問がないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第18号につきましては原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第18号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは、次に日程第8、議案第19号「守口市立学校いじめ防止対策等審議会委員の委嘱について」及び日程第10、議案第21号「守口市立学校いじめ防止対策等審議会への諮問内容(案)について」を一括して議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第19号「守口市立学校いじめ防止対策等審議会委員の委嘱について」

守口市立学校いじめ防止対策等審議会委員の委嘱について、次のとおりとする。

令和2年5月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

議案第21号「守口市立学校いじめ防止対策等審議会への諮問内容(案)について」

守口市立学校いじめ防止対策等審議会への諮問内容(案)について、次のとおり

とする。

令和2年5月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第19号「守口市立学校いじめ防止対策等審議会委員の委嘱について」及び議案第21号「守口市立学校いじめ防止対策等審議会への諮問内容（案）について」を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書12ページから15ページ及び17ページ、18ページを御参照くださいますようお願いいたします。

今回、審議会にて調査審議するいじめ事案は、本市立学校において令和元年7月に発覚し、学校が主体となった調査により事実認定を行った後、財産の重大な被害及び相当期間の欠席が認められることから、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態として指導主事の派遣及び府教育庁のスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用し、対応を進めている事案でございます。

令和2年3月12日に被害児童保護者より教育委員会主体での調査の要望があったため、市教育委員会の附属機関である守口市立学校いじめ防止対策等審議会による調査を実施することを決定いたしました。

守口市立学校いじめ防止対策等審議会委員の構成につきましては、議案書14ページの審議会条例第3条第2項に基づき委員会が任命を行いますが、委員の構成については公平性、中立性の確保が必要なことから、委員の推薦について関係団体に依頼をしたところ、議案書13ページのとおり委員の推薦を受けました。

生徒指導に関する専門的知識を有する者として日本生徒指導学会関西地区研究会より中野澄氏、臨床心理学に関する専門的知識を有する者として大阪府臨床心理士会より大野太郎氏、福祉に関する専門的知識を有する者として日本学校ソーシャルワーク学会より大松美輪氏、弁護士である者として大阪弁護士会より三好吉安氏、以上4名でございます。

なお、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインによりますと、被害児童保護者に対して、調査組織についてまた調査組織の人選については職能団体からの推薦を受けて選出した者であることなど、公平性、中立性が担保されていることを説明することとなっておりますことから、文書等にて説明を行い、了解を得たところでございます。

続きまして、審議会への諮問内容（案）について御説明申し上げます。議案書18ページをご覧くださいませでしょうか。

審議会は、市教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査に関する事項について調査審議し答申することとなっております、教育委員会は調査結果の内容を市長に速やかに報告いたします。

それでは、審議会に諮問する内容（案）について説明させていただきます。

1、本市立学校において令和元年7月に認知した「いじめ事案」についての調査研究とその結果の答申。2、本事案における「学校の対応」についての調査研究とその結果の答申。3、本事案における「教育委員会の対応」についての調査研究とその結果の答申。4、本事案についての「今後の対応と再発防止」に関する検討とその答申。以上、4点でございます。

まことに簡単な説明でございますが、御審議の上御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○委員 諮問事項に関しては、問題はないと思うんですけども、発生した重大事態の事実関係を明確にするための調査に関する諮問というわけなんですけど、その場合に、それぞれに、なぜそういう諮問をするのかという理由書というのをつける場合があるんですけども、これはどうなんですか。例えば1番に「本市立学校において令和元年7月に認知したいじめ事案について調査研究とその結果の答申」とあります。それは、例えば当該児童に対するいじめがあったかどうか、あったとした場合、

いつごろから、誰から、どのような対応があったのかなどについて、調査し検証する必要があるからこういう諮問をしますよという、そういうことなのですが。それは、もう割愛してもいいという意味合いでしょうか。ちょっとそれだけ教えていただければと思います。

○事務局 御意見をいただきました内容につきましては、審議会の折に、委員の委嘱また諮問の内容を説明する際に理由等を説明させていただくことで割愛させていただきたいと考えております。

○委員 はい、わかりました。

○教育長 ほかに御意見、御質問はございますか。

○委員 諮問する内容について異論があるわけではないんですけれども、どこまでをこの諮問の事項として書くかという問題にかかわってなんです。広い意味で言えば、1番に書いてある内容で全てを含んでいるというふうに読めないこともない、という状況の中で、あえて2番、3番、4番を別途、別立てで書き上げているということについての補足をちょっとしていただきたい。というのは、例えば当事者からこういうことをつくってくれと言われたことが発端になっているようなんですけれども、そのあたりにかかわって、どこまで知らしめるのかというあたりと関連してくると思うんですけれども。まず、単純な話ですが、当事者から防止対策等審議会において例えば関係者として呼んで事情を聞いたりするのかどうかとか。そういうふうなこともみんな含まれているというふうに思えば思えるんだけれども、そういうことはあえて書かない。だけど、学校の対応とか教育委員会の対応とかというところはこの項目として挙げてあるというあたりについて、どういう整理の仕方をなさっているのかというところがちょっと気になりました。要するに、1番だけでもいいのではないかと思うけれども、その説明として出てくるような事柄があえて2番、3番、4番と上がっているということについて、ちょっと聞かせていただきたいなと思ったのでお尋ねしました。

○事務局　やはり被害児童保護者へは、当然、学校が事実認定した内容につきましても、どこまでも一致しない部分があるということも学校は丁寧に説明をさせていただいています。保護者からは、その部分が、第三者調査委員会の中でもっと明らかになればいいと、もっとこういう事実があったのではないかとということ調べていただきたいということで、まずは1番目です。学校が認定した事実についてこの第三者委員会で改めて調べていただきまして、どういった事実があったのかというのを認定していただきたいというのが1番になっております。その上で、やはり保護者の方は、学校が事実認定をする上での調査の方法、学校の聞き取りの方法とかにやはり疑義を抱いております。なので、2番目としまして、学校の調査がどういうふうな状況で行われたのかということ2番目に上げさせていただいております。当然ながら、そこにかかわって我々教育委員会も学校に指導助言しているところもございますので、我々の対応ということも審議会のほうに調査をしていただきます。4点目につきましては、ガイドラインにもございましたように、当然ながら今後こういった事案を起こしてはならないということで、再発防止につきましても御提言いただきたいというふうに考えておりますことから4点目をつけさせていただいております。

以上でございます。

○委員　全体として全然異論があるわけではないけれども、諮問をするというときに、どういうものをここへリストアップするのがいいのかというあたりがよくわからないのでお尋ねしているけれども。例えば、4番の今後の対応と再発防止というのは、一般的ないじめに対する今後の云々ではなくて、この事象に関してこれから後どういう対応をしていくのかという意味の今後ということなのか。あるいは、一般的にもう少し大きく、守口市として今後のいじめについてどういうふうに考えていくべきかということをお尋ねしているのかというあたりについては、やや含みがあるようにも思うんです。そのあたりについては、諮問をするときに当然説明をなさるんだと思うので、どのように説明をされるつもりであるのかということ、ちょっと確認の

ために教えていただきたい。

○事務局　我々としましては2つとも御説明を当日させていただく予定としております。

1点目は、この事案についてどのように防ぐことができたのか。また、今も子どもの不登校というのは続いておりますので、この事案の解消に向けて我々が取り組むべきところ、学校が取り組むべきところというのを御提言いただきたいというのが1つ目でございます。

2つ目としましては、いじめの未然防止から早期発見及び早期解決に向けまして、我々教育委員会ですとか学校の取組みとしまして、こういう部分が足りないんじゃないかと、こういう部分をもっとしていったらいいんじゃないかということも含めまして、あわせて御提言いただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○委員　いじめ防止対策等審議会の委員についてなんですが、第3条の(5)のところに「委員会の事務局の職員」とあるんですが、今回はこの4名の方は外部だからこの委嘱ということであって、委員会の事務局の職員というのは教育委員会から出られると思うんですが、毎回同じ方なのか、かわられるのか。そこを教えていただけたらと思います。

○事務局　本事案につきましては、先ほど申し上げましたように、この事案の中では保護者の方が学校の調査に疑義を生じているところでございますので、今回の調査の委員には事務局の職員は含めておりません。ですので、我々としましてはあくまで事務局として出席をする形になっておりますので、委員としましてはこの4人でございます。

○教育長　ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。では、ほかに御意見、御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第19号及び第21号につきましては、原案どおり承認することに御異議はご

ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第19号及び第21号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは、次に追加議案の議案第22号「学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第22号「学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見」

学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見を、次のとおりとする。

令和2年5月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第22号「学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見」について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の2ページを御参照いただきたいと思います。

この議案につきましては、学習者用コンピュータ機器等調達に係る入札執行が完了し、仮契約を締結しましたことから、議案として提案させていただいたものでございます。

それでは、議案書に沿いまして説明をさせていただきます。

学習者用コンピュータ機器等調達契約の概要でございます。守口市立学校21校の小学校等5～6年生、中学校等1年生の全児童生徒の学習者用コンピューター式3,080台を整備するものでございます。

この調達契約に関しましては、令和2年5月26日に条件つき一般競争入札を執行いたしました結果、株式会社ウチダシステムズ大阪支社が予定価格の範囲内の159,020,400円で落札し、議案書記載のとおり消費税込みの契約金額174,92

2, 440円で同者と調達契約の仮契約を5月27日に締結させていただいたものでございます。

なお、納入期限は令和3年1月12日としております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

私から質問です。納入期限が1月12日となっているのですが、大体使用を開始できる時期はいつごろというふうにお考えでしょうか。

○事務局 1月12日に設定しておりますのは、校内LAN及び充電庫の設置が1月7日に完了することからです。今後の工事の進捗状況も踏まえつつ、早ければ10月より順次設置を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。それでは、ほかに御意見、御質問はないようですので、採決をしたいと思います。

議案第22号につきましては原案どおり承認することとしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第22号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に、日程第11、報告第10号「令和2年度教育費補正予算についての意見」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局 報告第10号「令和2年度教育費補正予算についての意見」

令和2年度教育費補正予算についての意見を、次のとおり報告する。

令和2年5月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長　それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第10号「令和2年度教育費補正予算についての意見」につきまして御説明申し上げます。議案書19ページから21ページをご覧くださいませよう、お願い申し上げます。議案書21ページの令和2年度教育費補正予算の表に沿って御説明させていただきます。

当該補正予算につきましては、国庫補助金を活用し学校再開に向けた保健衛生用品の購入を行うためのものがございます。本来、市長が定める歳入歳出予算案のうち、教育に関する事務に係る部分について意見を定めることにつきましては、教育委員会の議決事項でございますが、本件につきましては分散登校の開始に当たって、速やかに予算措置を行う必要があったことから、守口市議会5月臨時会に歳入歳出補正予算案を提出することとなりました。そのため、当該予算に係る教育委員会の意見を定めるに当たり、日程の関係上、教育委員会に諮ることができなかったことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき教育長が臨時で代理して意見を定めましたので、報告し、御承認いただくとするものがございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。本市教育委員会において、新型コロナウイルス感染症対策として市立学校を臨時休校としており、学校の再開に当たっては衛生管理を徹底し、児童生徒の感染予防に万全を期する必要があります。

そうした中で、令和2年4月7日付で文部科学省が示した緊急経済対策パッケージにおいて、学校再開に向けた学校設置者に対する保健衛生用品の購入支援策が示されたことから、学校再開に向けた保健衛生用品の購入を行うに当たり、国庫補助金を活用するために歳入歳出補正予算措置が必要となったものがございます。

具体的な金額につきまして、歳出予算といたしましては、保健衛生用品の購入費用として、1、学校保健安全事業小学校におきまして2,756,000円、2、学校保健安全事業中学校におきまして1,772,000円を計上いたしました。また、それに伴う国庫補助金といたしまして2,263,000円の歳入予算を計上してお

ります。

以上、まことに簡単な説明でございますが、「令和2年度教育費補正予算についての意見」につきまして御報告させていただきます。何とぞ御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○委員 消毒液以外にどういう物を購入するというので上げておられるのでしょうか。参考までにお聞かせ願えますか。

○事務局 消毒液以外に、非接触型体温計の購入を予定しております。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。御意見、御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

報告第10号につきましては原案どおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第10号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に、日程第12、報告第11号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について」を議題といたします。それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局 報告第11号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について、次のとおり報告する。

令和2年5月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 議案の説明をお願いします。

○事務局 報告第11号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について」を御報告いたします。恐れ入りますが、議案書22ページから44ペ

ージを御参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。

去る令和2年4月27日及び5月5日に、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、市町村立学校園に臨時休業の期間を延長するよう要請することが決定されました。

本来であれば、本件につきましては特に重要かつ異例に属すると認められることから教育委員会の議決を得るべきところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の重要性に鑑み、緊急対応する必要があるため、教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき教育長が臨時に代理して決定し、守口市立学校在籍の児童生徒における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学校保健安全法第20条に基づき5月7日から10日までの間及び5月11日から31日までの間、全ての守口市立学校の臨時休業を行うことについて決定するとともに、児童生徒及び保護者、教職員へ周知したところでございます。

加えて、児童生徒の健康状態及び学習状況等を把握し再開後の教育活動を円滑に実施するため、5月13日より、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上での分散登校を設定するとともに、小学校等3年生以下の児童のうち監護する者がいないなど真にやむを得ない場合に限り、学校において居場所を確保することについても決定いたしました。

実施要領、申請書及び対応する教職員への留意点を、参考として30ページから34ページに掲載させていただいております。

登校日につきましては、正門で複数の教職員が笑顔で子どもたちを迎え入れ、子どもたちも元気に登校できていると、学校から報告を受けております。登校している人数の割合は、小学校等で約94%、中学校等で96%となっており、登校しなかった児童生徒につきましては、教職員が家庭訪問等で課題を渡すなどの対応をしております。臨時的な児童の受け入れ条件につきましては、1日1校平均で約19名となっております。

また、5月21日には、教育活動の再開等について要請がありましたことを受け、本市におきましても教育活動を段階的に再開するため、6月1日から14日までの間は守口市立学校の一部を臨時休業として分散短縮授業を実施し、6月15日を本格再開日とすることについて、同様に教育長が臨時に代理して決定するとともに、教職員、児童生徒及び保護者へ周知したところでございます。

35ページを御参照ください。

2、スタートアップ期間につきましては、6月15日の本格再開日以降の教育活動を円滑に実施するため、1学級20人程度となるよう分散して登校することや、学校行事、部活動は実施しないこととして、短縮授業を実施いたします。教職員へは、スタートアップ期間の留意点として、37、38ページの内容を示しております。

学校給食につきましては、5に記載しているとおり、小学校等では3日から簡易給食で開始し、中学校等では6月15日から開始することとしております。

3、本格再開日以降につきましては、1学級当たり40人程度として通常の時間割による授業を行うとともに、学校行事、部活動についても実施することができるものと現時点では通知しております。

本格再開日からの教職員用の留意点につきましては、今後示していく予定としておりますが、既に5月22日に文部科学省が学校の新しい生活様式を示しており、今後大阪府から示される予定となっておりますので、それらを踏まえ留意点を更新してまいります。

6、子どもの居場所の確保につきましては、6月1日からの分散短縮授業の開始に伴い、引き続き実施いたします。

最後に、7、学校施設の目的外使用につきましては、引き続き6月30日まで使用不可としております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について」の報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○委員 今、登校している児童生徒の小・中学校の割合をお示しいただいたんですけれども、登校していない子どもさんに関しては、家庭訪問をなさっているということでございます。できる範囲で結構ですので、その登校しなかった児童の理由というのをお聞かせ願えればと思います。

○事務局 この間の新型コロナウイルスの感染の不安から登校を控えたいという御家庭もございますし、昨年から学校に行きづらいという児童生徒もいる中で、学校としては丁寧に対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員 本格再開の予定は、6月15日以降でしたか。その際に、やはり不安だから登校させたくないという方の取扱いはどうなっているのか。欠席にするのか。それとも特別に配慮するのか。ちょっとお聞かせ願えますか。

○事務局 6月15日以降に関しては、出席停止で、欠席扱いとはいたしません。

○委員 出席停止で、欠席扱いにはなさないということですね。

○事務局 はい。

○委員 それと、もう一つ。

○委員 万が一児童や生徒あるいは教職員からPCR陽性という方が出た場合、こちらには臨時休業とすると記載があります。臨時休業とする期間及び範囲は保健所の指示及び助言を踏まえ判断すると、こうなっていますが、範囲というのは学校全体ということなのか、学年なのか、あるいは、もう少し絞るのか。今のところの考えをお聞かせいただけますか。

○事務局 範囲につきましては学級で対応ができるのか、学年なのか、あるいは学校全体ですべきなのかといったことの御助言を保健所からいただくということでございます。

○委員 そうですね。一律全体を休校にするわけではないということですね。その

状況が非常に懸念される場合は全体で休校もあるみたいだと、そういうことでいいわけですね。

○事務局 委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員 はい、わかりました。

○委員 教職員は常時マスクを着用するというふうに記載してございます。子どもたちにコロナ感染の重大性というか、それを啓蒙する意味でも、教職員は、今、ニュース等で報道されていますフェイスシールドをマスクの上に着けて子どもに接することで、二重にその安全を考えておられると。子どもさんの感染率と大人の感染率の割合を見ると、大人のほうが圧倒的に感染率が高いというデータが出ています。

フェイスシールドというのは、手づくりをされているところもございますので、一度検討していただいて、考えていただければと思います。子どもの啓蒙の意味にも役に立つというふうに聞いております。

○事務局 フェイスシールドにつきましては、この間も学校長等からもそういったことの御相談もございました。そういったところの効果についてまた検証等を進め、また内部で議論をしてまいりたいと思います。

○教育長 ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。御意見、御質問がないようですので、採決をいたしたいと思います。

報告第11号につきましては原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第11号につきましては原案どおり承認いたしました。

これで本日の日程は終了しました。それでは、協議事項に入りたいと思います。

協議事項1「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の長期化に伴う授業時数確保に向けた対応(案)について」の御説明をお願いします。

○事務局 それでは、協議事項「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休

業の長期化に伴う授業時数確保に向けた対応（案）について」を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書４５から４９ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間として令和２年３月２日から５月３１日までをその期間としており、６月１日より段階的に教育活動の再開を予定しているところでございます。

この間、各学校におきましては児童生徒の健康状態及び学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するための分散登校を実施するとともに、児童生徒の家庭における学習、生活習慣の確立に向けた家庭学習課題の提供等を行ってきたところですが、臨時休業の長期化に伴い本来の学校における教育活動が実施できていない状況を踏まえ、児童生徒の学びを保障する必要があることから、本日は教育委員の皆様にご教育活動再開以降の授業時数確保に向けた対応（案）につきまして御協議をいただきたいと考えているところでございます。

では、改めまして議案書４６ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

まず、前提といたしまして、白丸の２点です。令和２年度当初には予定授業日として２０４日を想定していたものが、この間の臨時休業により３４日の減となっており、６月１日から学校再開した場合には６月１日から１２日の分散短縮授業日も含めまして残りの全体の授業日が１７０日となっております。

初めに、１、授業日の確保に向けた対応といたしまして、長期休業期間の短縮についてでございますが、こちらは議案書の４８、４９ページの別添資料関係法令等につきましても御参照いただきますよう、お願いいたします。

長期休業期間につきましては、４８ページにございます守口市立学校の管理運営に関する規則第２条第２項により規定されております。

案として本日お示ししておりますのは、夏季休業期間を本来の７月２１日から８月２５日までを８月１日から８月１６日までに、冬季休業期間を本来の１２月２５日か

ら翌年1月7日までを12月26日から翌年1月4日までに短縮することにより、合計18授業日を確保しようとするものでございます。

なお、この長期休業期間の短縮につきましては、ご覧いただきましたように、守口市立学校の管理運営に関する規則において定められているものであることから、市として全ての市立学校における対応として、今後6月の教育委員会において当該規則の改正を予定させていただいているものでございます。

次に、2、授業時間の確保に向けた対応といたしましては、短い時間を活用した授業、いわゆるモジュールの実施について挙げております。こちらは、各学校の教育課程にかかわる内容となることから、各学校長の権限において決定されるものではございますが、冒頭に申し上げましたとおり児童生徒の学びを十分に保障するという観点から、先日の校長会におきましてモジュールの実施についてその必要性を各学校の学校長と確認させていただいたところでございます。

そのほかにも、授業時間の確保に向けた各学校における工夫の例といたしまして、学校行事等の精選などをお示ししておりますが、最も重要なのは新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の現状を的確に把握した上で、各学校が創意工夫をしながらこれまでの指導計画を十分に見直し、形式的な標準時間数の確保だけではなく、限られた授業日、授業時間の中でより質の高い教育活動を進めていくことであるというふうに認識しているところでございます。

議案書の47ページには、その他、家庭学習内容の学習評価への反映等につきましてもお示ししておりますが、今後も教育委員会と各学校とが連携を進めながら、児童生徒の教育活動が一層充実したものとなるよう努めてまいります。

以上、まことに簡単ではございますが、説明につきましては以上でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、児童生徒、保護者及び教職員等への影響を十分に考慮する必要があることから、今後慎重に判断してまいりたいと考えております。

本日は、ただいま、案としてお示しいたしました長期休業期間の短縮等につきまして、教育委員の皆様から御質問や御意見をいただきたいと考えておりますので、途中にも触れましたように、決定につきましては来月6月の教育委員会で御決定賜りますよう、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

ぜひ御意見を賜りたいと思いますので、何か御質問、御意見も含めてお願いしたいと思います。

○委員 臨時休業による6月1日から学校を再開する場合は34日が減と記載されておりますけれども、確か3月の時点でも臨時休業措置を取られていたと思うんです。また、親御さんの中には、前年度分のカリキュラムがちゃんと消化されているのかどうかという不安もあると思うんです。もしも未消化の場合はどういう対応を取られるのかということも、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○事務局 4月当初に各校の令和元年度3月分の未履修分につきましては、調査をさせていただき把握しております。各学校、小中学校間でも内容の共有をさせていただくことにより、先ほど申し上げました今年度の授業時数確保の中でも3月分の履修内容を反映できるよう、各校との協議を諮っているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○委員 もう少し補足してもらえると。

○事務局 内容につきましては、委員会としましても各学校から報告を受け、その内容また時数についても把握をしております。各学校におきましては、今、説明があったとおり、小学校、中学校間で内容をその共有して、次の学年でどのように履修をしていくかということを検討して進めております。ただ、3月の授業内容につきましては、どの学年も復習の内容が多かったことから、日数的には多くの時間をここで過ごすことができなかつたわけですが、内容につきましては多くの内容でないこと

は教育委員会としても把握しており、学校のほうも次の学年で履修ができるように工夫をしております。

以上でございます。

○委員　例えば、未学習の内容がこうであると。そして、それをこういうふうな措置を講ずるとか、言葉でおっしゃっていただいても何か理解できない部分もあると思うので、ぜひそれを見える形で表現していただきたいというお願いです。そうするほうが安心できるんじゃないかな。日本の教育というのは、習得というところの概念が非常に足りない部分があるんです。だから、そこら辺をやっぱり親御さんは非常に危惧をするんです。一旦子どもがつかずいたら、また連鎖的に、学年が上がるにしたがってまたますます嫌いになってしまうというような、そういうのを少しでも解消できるような表現をしていただきたいなと思います。

○事務局　委員から御指摘があったことをまた学校に伝え、具体的に前学年の内容を、次の学年のどこの内容で履修できるようにしていくか等見える化して行って、学校のほうで対応できるようにしてまいります。

○委員　守口市の義務教育段階で、要するに6月1日からの、今年度分ですけれども、34日分の授業日数の減をどう解決するかということの対策として、夏季、冬季の長期休業期間を短縮するという対応が1つあります。その中で最高気温が36度以上記録したところを除いて設定されているということは、多分熱中症対策も頭の中に入っているんじゃないかと思うんです。コロナと熱中症というのはつきものなので、ぜひその辺も、なぜこの期間にしたのかということをもう少しわかりやすく表現されたらいいんじゃないかなと思います。

それから、一応長期休業は18日間授業確保できるというふうにできていますが、それ以外に、まだまだ足りないわけです。その場合に、学校の裁量によってモジュールで、多分漢字だとか計算だとか音読だとか、学校それぞれの工夫でやっておられると思うんですけれども、これが15分の場合はこれを3倍すれば1コマ45分になり

ますけれども、10分のところもございます。これは多分俗にいう0時間目として、1時間目、2時間目、3時間目の前に行われている部分じゃないかなと思うんです。文科省なんかはこれをカウントしていいと言っておりますので、できるならば今までと、コロナが発生した現在では、ちょっと状況が違うと思いますので、学校によっては15分とか、学校によっては10分だというふうに違ってきます。モジュールという意識が大事だというのは、みんな校長先生はおわかりだと思います。

だから、できるならば5分のことですから、工夫して統一することで、そこに開きが起こらないようにするというのも話し合いの中に出てくればありがたいなと。

それから、対策としてモジュール以外に、例えば学校行事を精選してセレクトしていくという部分がありますけれども、守口市としては、もしも可能ならばこれとこれとこれは共通してやる方向で検討していこうと。これとこれはちょっと今年度は無理じゃないかなとか。そういうアウトラインを教育委員会のほうから出されると思います。それをまた校長さんに現場に戻していただいて検討願うというような機会を設けていただきたいということです。

それから、ここにありますように、俗にみんな、7時間目の授業で何とか埋め合わせをしようとか、土曜日授業を活用して埋め合わせをしようという対策を講じているんです。7時間目の授業に関しては、校長先生に聞いていただいたらいいと思うんですが、小学校の場合は非常に難しいです。学習内容も詰められるし、時間も長いというところ、ますます心の問題も出てきますから、ぜひこの辺も考慮していただきたい。中学ならばまだ可能でしょうから、その辺も分けて、守口市として中学はこうだと、7時間授業の活用を何回ぐらいやるとか。そういうのも年間計画の中に入れていただければ非常にありがたいなと思います。

それから、学習の遅れをどうするかじゃなくて、学力格差をどうするかということが一つ大事な観点です。ただ授業時間数さえ間に合わせればそれでいいという問題でもないんです。だから、子どもの心の問題もとっても大事なんですけれども、学力格

差というところがますます開くというふうに言われています。

私学なんかはもうハイブリットでの対面授業の従来型のものに加えて、オンライン学習を校内でまずやって、そこで培ってから遠隔で家庭までつなげていくような、ステップを踏んでやっているんです。だから、守口市は1つの特徴として、情報教育が大阪府の中でも非常に高い水準にいらいますので、ぜひその辺のハイブリット方式の方のオンラインをどういうふうに考えていくのか。これは非常にややこしくて難しいので、ただ環境を整えれば良いというだけの問題じゃないんです。

それと、今度購入されますタブレットの使い方として、ものすごくいいのは、子どもがわからなくなったつまずきの単元に戻るとい、自分が苦手なところに戻るので、ものすごく個人個人のプログラムに合った活用ができるんです。タブレットの教材開発とかその辺もあわせて、要するに格差をどうやって縮めていくのかという観点も検討されていると思うんですけれども、ぜひその辺も強調してお話し願えればと思います。よろしくお願ひします。

○事務局　大きく4点あったかと思ひます。

1点目のモジュールの実施の10分、15分の差につきましては、委員がおっしゃるとおり、学校間で大きな差が出てしまいますと保護者の不安等が出てくることも考えられることから、今後も先ほどお伝えしましたように校長会等と連携を継続させながら意思統一を図り、結果的に一定統一した形で市内の全校が実施できるように進めてまいりたいと考えております。

2点目の学校行事等につきましても、これまでに一定考えられる学校行事等については委員会のほうからも校長会にお示しをさせていただいており、現時点では9月末日まではこういった形で対応するという統一した形で進めておりますが、またこちらにつきましても6月15日以降の本格再開も控えておりますので、それ以降の状況も見きわめながら随時更新していく予定としているところでございます。

3点目の7時間授業、また土曜日授業につきましては、現時点では子どもたちに対

する負担が大きいという思いから想定はしておりませんが、今後第2波、台風、インフルエンザ等、現在の状況と変わってきましたら、このあたりも当然選択肢に含めながら対応を検討していく必要があるというふうに考えております。

最後の学力格差につきましては、こちらも委員が御指摘のとおり、授業日や授業時間の確保が目的ではなくて、教育委員会としましてはより質の高い教育活動の実施に向けて現在指導計画等の見直しを学校等と連携を進めながら図っているところでございます。おっしゃっていただいたように、ICT、タブレット等も含めまして、よりこのコロナを機に質の高い教育が実施できますよう努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○教育長 私からも少し補足をします。校長先生方にも何度も事務局からもお話はしていますが、単純な時間数の確保ではなく、やはり子どもたちに新しい学習指導要領で掲げている資質・能力をきちんと育成していくということを大事にしてくださいということをお願いしております。その上で、例えば3月から5月まで授業ができなかったわけですが、その間、学校のほうもいろんな家庭学習の支援というのをしっかりとやっていただいております。それを今度は学校再開後にその家庭学習の成果が身についているかどうかというのをきちんと把握しながら、その上で対策を講じていくということも大切なので、そういったことをお願いをしております。

また、今、指導計画の工夫という話が学校教育課からも出ましたが、やはり教科ごとにきちんとミクロに見ていく必要があります。例えば、やっぱり積み上げの教科はきちんとその内容の資質・能力が身につけてないと次の学習に支障が出ますので、そこがしっかりと身に付けた上で進めていくというような指導計画にする必要があります。あと、例えば社会や理科などでは内容教科になっておりますので、そのまま順序どおりやると季節の関係でその時期に実施することが適当ではないような内容もありますので、指導計画全体を見通して、例えば3年生の内容であれば、3月に物の体積

と重さをやるんですが、今度はその内容をそのまま4年生すぐにやるのではなくて、今度は5年生で物の溶け方という内容が出てきますので、そういったところと関連して指導するという事も考えられます。こういったところも、実は教科書会社からも未指導だった内容について、こういった指導計画の変更が考えられますよというものを示してもらっていますので、そういったものを参考にしながら、きちんと各学年、各教科の指導計画をしっかりと見直して、しっかりと子どもたちに資質・能力が身につくようにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

貴重な御意見をありがとうございました。

○委員 もし、生徒本人あるいは保護者から、令和2年度の授業で教えてもらえる範囲は減るんですかという御質問があった場合は、どのようにお答えになりますか。

○事務局 そのような御質問があった場合につきまして、現時点でこういった長期休業等の短縮をすることによって、今年度で予定されている教育内容が履修できるように学校は計画をしていっておりますということでお答えさせていただきます。

○委員 工夫を凝らして、努力するという事をぜひ言わないと、ものすごい混乱が起きますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 やはり児童生徒、保護者も不安に思っているというのは当然だと思ひますので、きちんと各学校が説明する際にも教育委員会もきちんとサポートしていききたいなと思ひております。やはり感染症予防の観点から活動が制約されるような内容もあります。そういったものは、例えば今年度はできないけれども、また来年度、再来年度以降にきちんとやっていくですとか、こういう活動はできないけれども、そのかわりこういう活動をやって卒業までにきちんとこういう力はしっかりと学校として身につけていきますということをちゃんと保護者にも説明していくようにしていきたいというように思ひております。

○委員 学力格差をなくすために、今まで守口市では授業以外の学習支援の取組みをされてきたと思うんです。学習支援サポーターでしたら中学校で活用されたり、

小学校では民間業者を活用した土曜日学習授業をされていたと思うんです。去年は藤田小学校と庭窪小学校で実施しており、今年も実施されると聞いていたと思うんですが、全校で実施なのか、始められるんだったらいつから始められるのか。また、ふれあいの家で退職した教職員の方が土曜日にk i d s もりぐちをされていますね。それもいつから始められるのか。今は6月30日までは閉鎖しますと書いてありますが、それは授業にかかわることなので目的外とは違う扱いになるのか。そこをどのように考えていらっしゃるのか、教えていただけたら。

○事務局　土曜日学習につきましては、昨年度より全校実施をしております。今年度につきましても6月から全校で実施する予定でございます。

以上でございます。

○事務局　補足ですが、ふれあいの家のほうで実施しておりますk i d s もりぐちについては、当面の間は行われないとお聞きしております。

○教育長　ほかに御意見はございませんか。

○委員　長期休業期間を短縮して時間数を確保しようということのお話についてはよくわかったんですが、その長期休業期間の短縮の中には、土曜日が当然入っていませんね。それ以外の土曜日も話題として上っていないということは、年間を通じて土曜日を補充のためのこととして充てようという考えは今のところないという理解でよろしいですね。

あと、それ以外の部分にかかわって、できるだけこの時間を確保するというのをやっていくというのは、クーラーが各教室に入っているんで、ある程度目途が立つなと安心したところもあるんですけども、それでも、なかなかその時間数を確保するというのは難しい問題だと思います。これから先も2回目のピークがまた来るかもしれないという状況の中で、現段階としてはこういうふうにするということで計画していたとしても、年度末までこのとおりにいけるかどうかというのは微妙な部分があるかと思います。台風が来るとか、自然災害があるとかというようなことまでも含めて

考えると、なかなか3月末までできちんとやるというのがどうなのかというのは、御心配の向きもあると思います。

そういう中であって、子どもたちの授業についていけない、遅れてくるというようなところについては、当然親御さんにしても心配なところだと思うんですが。

守口市では土曜日に特に授業で遅れているような部分について、一部の子どもについては登校させて指導するというのもやってきているわけです。この4月からは当然のことながらできていないという理解でよろしいですね。

また、今後のことについてですが、その土曜日に限定した形ですということにかかわっては、今までどおりの考え方を続けるということではいかれるのかどうかの確認なんですが、その点については、いかがですか。

○事務局　　まず、市内の小学校等を対象としています土曜日学習等につきましては、今後実施してまいります。

加えて、各学校が行っていますこういった週休日等に行う学習につきましては、学校がまた工夫してこの感染状況等を踏まえた上で行っていくと把握しております。

○委員　　土曜日でも今までの授業の延長として続けるということでもありますけれども、例えばこういう状況になったから、今までは参加しないという方向でいた子どもが、行きたいというふうが増えてくるという状況もあり得るかと思うんですが。それについての対応については、どのようにお考えですか。

○事務局　　新学期につきましては、定員もあるんですが、現在申し込みがありましたら、その分は受け入れる予定でございます。

○委員　　あらゆる手段を通じて、子どもたちが学習に差がつかないように考えていかないといけないということでもありますから、そういう意味で今までの形だけをそのまま踏襲するというんじゃなくて、柔軟にいろいろと工夫できるところは工夫してやっていくというふうにしないと、先がなかなか読み切れない部分がありますので。これでいけば何とかなるだろうという計画で進めているわけですがけれども、それが十

分に機能してうまくいくかどうかということについても、不安な面を抱えながらでの出発ですので、それぞれの段階でベストを尽くしていくしかないということはいくぶんわかるんですけども、今後もこれ以外に思いつくというか、各学校での工夫等でもいいものがあれば他校でも共有していくというふうにして、これはそれぞれの学校ごとではなく、守口市の学校全部でこの危機を乗り越えるために情報を共有していいところ取りでやっていくしかないんだろうと思いますので、そのあたりの意思疎通を今まで以上に、さらに密にしていればなというふうに思います。

また、先ほどちょっとありましたけれども、7時間目の授業をするということにかかわっては、委員が先ほどおっしゃいましたが、中学校だと可能かところなんでしょうけれども、小学校で7時間というのはさすがに難しかりょうと思いますので、それをある特定の小学校だけがやるというようなことになると、そこがまた議論の分かれ目なので、そのあたりについては十分に教育委員会が調整して、うまく進むようにしてあげていただきたいと。学校長が間に挟まってしまって、困ってしまうというようなことにならないように、そこは十分に配慮していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○教育長　ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

今日、ここで決めるというよりも、これはまだまだやっぱり教育委員会の中でも詰めていかなければならないと思っております。

やはり説明責任といいますか、保護者や子どもたちに理解してもらえるように丁寧に説明していかなければならないと思いますので、今後とも先生方からもいろいろな御意見をいただいて、きちんと対応していけるようにしていきたいと思っております。

それから、学校の休業日なんですけど、他市の状況を伺うと、夏休みは2週間程度に短縮というような方向が多いので、大体このあたりなのかなというふうに思っております。

また、校長会でもお話を聞いて、各学校もこのあたりで対応できるということでは

たので、正式な管理規則の改正は次回の6月定例会でさせていただこうと思いますが、大体こういう方向だというのは早めに保護者や子どもたちのほうにも伝えてあげたいなと思っております。伝え方もまた工夫したいと思いますが、6月に学校が再開して子どもたちの様子も少し落ち着いたぐらいに保護者のほうにも、夏季はこうなる方向だということで、できるだけ早く伝えてあげたいなというふうに思っております。

この協議事項については、本当はもっと先生方から御意見をいただきたいところではございますが、今日の協議はここまでとさせていただいて、また引き続き先生方からは御意見を会議でもいただけたらと思っております。

それでは、協議事項1についてはここまでとさせていただきます。

それでは、ここで職員の入れかえをさせていただきますので、休憩とさせていただきます。

(職員入れかえ)

○教育長　それでは、定例会を再開したいと思います。

それでは、次に、報告事項に移ります。

報告事項1「令和2年度実施守口市立学校管理職候補者等選考について」の説明をお願いします。

○事務局　それでは、「令和2年度実施守口市立学校管理職候補者等選考について」を御報告させていただきます。恐れ入りますが、議案書51ページから54ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

本実施要領につきましては、大阪府の「小学校、中学校及び義務教育学校校長選考要領」等に基づき、校長、教頭及び指導主事候補者を選考するための目的・資格・選考内容及び出願の手続等を示したものでございます。

それでは、選考要領について御説明させていただきます。

まず、校長選考につきましては、資料51ページをご覧ください。校長選考の資格要件につきましては、35歳以上58歳以下の者となります。

また、資料５２ページには、教諭・行政職を選考対象としました特別選考要領でございます。資格要件としましては、教諭等の職に１０年以上ある者、または首席・指導教諭の職に選考年度末で２年以上の経験がある者。府・市の職員で教育に関する職に１０年以上ある者が資格を有することとしております。

続きまして、資料５３ページの教頭・指導主事選考要領でございますが、教頭につきましては３５歳以上５７歳以下の者でございます。教職経験が５年以上の者が年齢等の資格要件としてされております。

また、指導主事につきましては教職経験年数のみが資格要件であり、５年以上となっております。

最後に、資料５４ページの特別選考につきましては、現小中学校教諭の職にない者で、栄養教諭・養護教諭の職にある者は、小中学校教諭の免許状を有しない者であり、年齢については３５歳以上５７歳以下の者が教頭選考候補者の資格を有することとしております。

現在、本要領に基づきまして、願書の受付けをしているところでございます。

候補者選考の日程につきましては、校長候補者選考及び教頭・指導主事候補者選考を７月４日土曜日の同日に実施いたします。

以上、簡単な説明ではございますが、御報告いたします。

○教育長　説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、ほかに事務局のほうから何か御報告や連絡はございますでしょうか。

○事務局　中学３年生の大阪府が実施するチャレンジテストについて、御報告させていただきます。

５月７日に大阪府教育庁より新型コロナウイルス感染症に係る状況及び学校教育への影響等を考慮しまして、６月１７日に実施予定であった中学３年生チャレンジテストを実施しないこと、また同テストを大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書

評定の府内統一ルールへの活用はしないことの通知がありました。

4月定例会でも御報告をさせていただきましたが、全国学力テストや全国体力・運動能力、運動習慣等調査も同様に中止となっております。これらの調査は児童生徒自身や学校等が学習や運動能力の到達状況を知り、今後の学習活動等に活かすためのものであることから、今後送付されるテスト等の活用につきまして、教育委員会としましても検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 教育センターから児童生徒の学習支援の取組みにつきまして、1点御報告させていただきます。恐れ入りますが、A4カラーの資料、「J：COMと連携し、学校再開後も子どもたちの学習を支援」をご覧ください。

このたびJ：COM北河内様の御協力を得て、5月30日より守口市の取組みにつきまして、特別番組の放送を流させていただきます。

目的でございますが、5月13日から教材ポータルサイトを開設しました。この教材ポータルサイトは、動画コンテンツ等を教科、学年別に整理したものでございます。この有効な活用につきまして、テレビ放送による映像を通すことで、児童生徒を始め保護者の方々にもさらに御理解をいただき、有効に活用していただき、学習支援を一層進めるものでございます。

なお、番組放送の概要につきましては、記載のとおりでございます。

委員の皆様方には大変御多忙のところ恐れ入りますが、御視聴いただき、御意見をいただけましたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長 何か御質問、御意見はございましたら。

それでは、ほかに御報告等はございますか。

○事務局 市民生活部でございます。教育委員会所管施設の6月からの取扱いにつきまして御報告申し上げます。

本市の公共施設は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年2月2

9日より一部の公共施設を除き休館してまいりました。その後、全都道府県に発令されました緊急事態宣言につきまして大阪府においては同年5月21日に解除され、同時に施設の使用制限等の要請も一定解除されました。

本市におきましても、同月25日に開催されました第10回守口市新型インフルエンザ等対策本部会議において守口市緊急事態措置行動計画が改定されるとともに、本市公共施設の開館について決定されましたので、その中の教育委員会所管施設につきまして御説明申し上げます。

まず、同年4月1日開館を予定しておりました守口市立図書館は、当該感染拡大防止のため開館を延期しておりましたが、同年6月1日より感染拡大予防対策を講じた上での開館を予定しています。この開館に当たりましては、当該感染拡大防止のため閲覧席、自習室の座席数の大幅減など一部サービスを制限するほか、1階キッズコーナー、4階多目的ホール、円形ホールの使用など、一部サービスを中止させていただきます。

続きまして、同年2月29日より休館しておりました守口歴史館、旧中西家住宅は、月曜日から水曜日までは通常の休館日のため、同年6月4日より感染拡大予防対策を講じた上での開館を予定しています。

なお、他の公共施設と同様に、両施設の利用者に対しましては、万が一感染が発生した場合に備えまして、施設利用者を把握し、感染の発生状況が一斉メールされる大阪コロナ追跡システムのQRコードへの入力または施設利用者名簿への記入に御協力をお願いしてまいります。

簡単な御報告でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長　　ありがとうございました。

御質問とかはよろしいでしょうか。ほかに連絡や報告はございますでしょうか。

ほかにないようでしたら、本日は議案第20号を残しておりますが、これより関係者のみで秘密会を行うこととします。

関係者以外は退室していただくよう、お願いします。

午前11時25分 休憩

午前11時30分 再開

○教育長　それでは、これで定例会を閉会したいと思います。本日はどうも御苦勞さまでした。

午前11時40分